

## Contents

-----

### AIPPI Bureau

-----

#### ・ President からの最新レポート:

この 2 年間は AIPPI にとって有意義ですばらしいものでした。協会の発展と業務推進に、多くの人々が参加し、尽力してくださいました。成長プログラムも効果があり、協会の前途は有望です。さまざまな面で新しいアプローチを取りましたが、全体的としてよい結果が得られています。本当にたくさんのごことを学びました。ボストン総会は、とりわけ会議運営の進歩向上により、さらなる効率化が図られ、関心を高めることもできて、すばらしい成果を収めることができるでしょう。すばらしい 2 年間でした。

AIPPI は世界各地に会員を有しているため、世界的な幅広い視野に立って活動しており、そういう意味において他の団体とは異なります。各国のリーダーにも同様に幅広い視野が求められますが、私が一緒に仕事をさせていただいたリーダーの方々は、おどろくほど熱心で幅広い視野を持っておられました。一緒に仕事できたことを光栄に思っています。幸いにも多くの方々が、今後もしばざまな立場で積極的に協会の活動に携わってくださいます。

AIPPI は現在、重要な判断を下さなければならない局面にあります。協会の機構や運営の改革をどのようにして進めるべきか、選択しなければなりません。ボストン総会での採決に向けて、数々の優れた改革案が準備されていることでしょう。そしてボストン総会が終わった後も、経営や活動方針の策定、運営の効率化などにおいて改革を進めるための機会が前途に控えています。

ボストン総会後の数年間は、さらに多くの改革が検討されることになるはずですが、今回で最後となる私からのレポートでは、その中でも特に重要になると思われる改革をいくつか取り上げてみました。上記のタイトルをクリックして、本レポートの全文をご覧ください。また、この場を借りて、一緒に職務にあたった仲間たちにも感謝の意を表したいと思います。ボストン総会を区切りとして、AIPPI の President および Bureau における私の役目は終了しますが、この 2 年の任期中における、Bureau および主要な委員会のメンバーの献身的な努力について触れておきたいと思います。彼らが時間や労をいとわず、協会の

発展のために尽くしてくれたことには、ただ感謝の気持ちで一杯です。また、協会の活動で訪れた先々で温かく迎えていただき、ご支援くださった皆様、ありがとうございます。楽しく有意義な経験をさせていただきました。

では、ボストンでお会いしましょう。

*(AIPPI President: Ronald E. Myrick)*

( 英 語 版 詳  
細 : [http://www.aippi.org/enews/2008/edition02/e-news\\_no3\\_files/presidents\\_report.html](http://www.aippi.org/enews/2008/edition02/e-news_no3_files/presidents_report.html) )

この2年間はAIPPIにとって有意義ですばらしいものでした。協会の発展と業務推進に、多くの人々が参加し、尽力してくださいました。成長プログラムも効果があり、協会の前途は有望です。さまざまな面で新しいアプローチを取りましたが、全体的としてよい結果が得られています。本当にたくさんの方のことを学びました。ボストン総会は、とりわけ会議運営の進歩向上により、さらなる効率化が図られ、関心を高めることもできて、すばらしい成果を収めることができるでしょう。すばらしい2年間でした。

AIPPIは世界各地に会員を有しているため、世界的な幅広い視野に立って活動しており、そういう意味において他の団体とは異なります。各国のリーダーにも同様に幅広い視野が求められますが、私が一緒に仕事をさせていただいたリーダーの方々は、おどろくほど熱心で幅広い視野を持っておられました。一緒に仕事できたことを光栄に思っています。幸いにも多くの方々が、今後もさまざまな立場で積極的に協会の活動に携わってくださいます。

AIPPIは現在、重要な判断を下さなければならない局面にあります。協会の機構や運営の改革をどのようにして進めるべきか、選択しなければなりません。ボストン総会での採決に向けて、数々の優れた改革案が準備されていることでしょう。そしてボストン総会が終わった後も、経営や活動方針の策定、運営の効率化などにおいて改革を進めるための機会が前途に控えています。

ボストン総会後の数年間は、さらに多くの改革が検討されることになるはずですが、今回で最後となる私からのレポートでは、その中でも特に重要になるとと思われる改革をいくつか取り上げてみました。上記のタイトルをクリックして、本レポートの全文をご覧ください。また、この場を借りて、一緒に職務にあたった仲間たちにも感謝の意を表したいと思います。ボストン総会を区切りとして、AIPPIのPresidentおよびBureauにおける私の役目は終了しますが、この2年の任期中における、Bureauおよび主要な委員会のメンバーの献身的な努力について触れておきたいと思います。彼らが時間や労をいとわず、協会の発展のために尽くしてくれたことには、ただ感謝の気持ちで一杯です。また、協会の活動で訪れた先々で温かく迎えていただき、ご支援くださった皆様、ありがとうございます。楽しく有意義な経験をさせていただきました。

では、ボストンでお会いしましょう。

(AIPPI President: Ronald E. Myrick)

( 英 語 版 詳  
細 : [http://www.aippi.org/enews/2008/edition02/e-news\\_no3\\_files/presidents\\_report.html](http://www.aippi.org/enews/2008/edition02/e-news_no3_files/presidents_report.html)  
1)

---

## AIPPI Committees

---

最新レポート:

・ **議題 200—Statute Committee**

Statute 改正の 5 件の決議案が執行委員会で採択されており、ボストンの通常総会で検討されます。またボストンの執行委員会ではさらに 2 件の決議案と、それに対応する Regulation の改正についても審議されます。これらの改正は、AIPPI の運営にさまざまな影響を及ぼすことになります。

(議題 200 Chair: Robert Mitchell)

( 英 語 版 詳  
細 : [http://www.aippi.org/enews/2008/edition02/e-news\\_no3\\_files/q200.html](http://www.aippi.org/enews/2008/edition02/e-news_no3_files/q200.html))

・ **議題 201—Membership Advisory Committee**

当委員会はこの数カ月間、各国における AIPPI の組織と活動について詳細な調査を行うべく、各国部会の会長や事務局の皆様と緊密に協力して作業を進めています。

(議題 201 Chair: Luis-Alfonso Duran)

( 英 語 版 詳  
細 : [http://www.aippi.org/enews/2008/edition02/e-news\\_no3\\_files/q201.html](http://www.aippi.org/enews/2008/edition02/e-news_no3_files/q201.html))

---

今後の行事

---

AIPPI:

・ 知財ワークショップ—2008 年 9 月 1 日、サンティアゴ

チリ知的財産協会 (ACHIFI) の 40 周年を記念してサンティアゴで開催される、第 1 回知財ワークショップ「知的財産－開発ツール」の登録を現在受付中です。詳細についてはこちらら (<http://www.aippi.org/?sel=publications&sub=onlinePub&cf=eNewsRapper&year=2008&number=3>) をクリックするか、jornadas2008@achipi.clへお問い合わせください。

*(Guillermo Carey – Assistant Secretary General of AIPPI)*

・第 41 回 AIPPI 国際総会 (2008 年 9 月 6 日～11 日、於ボストン) –まだ事前登録が可能です！

2008 年 AIPPI ボストン総会まであと 1 カ月を切りましたが、8 月 29 日までは 1,650 米ドル (1,040 ユーロ、174,550 円) で事前登録いただけます。29 日を過ぎると、全額の 2,000 米ドル (1,261 ユーロ、211,600 円) が適用されます。暫定プログラム、オンライン登録フォーム、ホテル情報などについては、国際総会ウェブサイト ([www.aippi.net](http://www.aippi.net)) でご覧いただけます。

充実したプログラムには、特許における公衆衛生の問題、不正商品、侵害幫助、知的財産権の消尽といった 4 件の議題や、5 カ国の模擬特許裁判を含む 20 の充実したワークショップ、5 回の朝食ミーティング、さらに、欧州特許庁長官 Alison Brimelow 氏、米国特許商標局長官 Jon W. Dudas 氏、日本国特許庁長官の肥塚雅博氏という 3 つの主要な知財当局のトップによる講演も盛り込まれています。また、世界各国の裁判官による特別セッションには、米国連邦巡回控訴裁判所 所長 Paul Michel 氏、英国特許裁判所 裁判官 Christopher Floyd 氏、ドイツ連邦最高裁判所特許部 裁判官 Peter Meier-Beck 氏、日本国知的財産高等裁判所 所長 塚原朋一氏、インド最高裁判所 裁判官 Mukundakam Sharma 氏等が参加され、知財訴訟専門法廷の知恵と有益性、法曹界や法廷全般における知的財産の重要性といったトピックについてお話しいたします。

国際総会の会場となる真新しい Boston Convention and Exhibition Center は、さまざまな会議を行うためのすばらしい設備が整っています。ビルの全域で自由にワイヤレス接続できるため、参加者はご自身のラップトップ PC を持ち込むことができます。ワークショップや関連する資料をすべて総会ウェブサイトに掲載して、総会期間中いつでも、ワークショップや朝食ミーティングの最中であっても、お持ちの PC からアクセスできるようにしたいと考えています。期間中に PC をレンタルする業者も手配してあります。また、各ワークショップや朝食ミーティングごとにオンラインのデジタル討論ページを設け、[congress web site](http://congress.aippi.net) からアクセスできるようにする計画です。

9 月はボストンへお越しいただくには非常によい時季です。お待ちしております。

*(Phil Swain, Chair of the Boston Organising Committee)*

・第 41 回 AIPPI 国際総会（2008 年 9 月 6 日～11 日、於ボストン）－学術プログラム

ボストン総会のために準備してきた学術プログラムは、すばらしいものに仕上がっています。総会で検討する決議案を策定できるよう、4 件の議題のサマリーレポートが各 Working Committee の Chair へ送付されました。決議案はまず意見交換の目的で、総会前に Committee の全メンバーへ配布されます。5 カ国を比較する 3 日間の模擬裁判を含めた、20 にも及ぶワークショップの多彩なテーマに対応するためのプログラムや講演者が用意されています。そして、法律面の最新の動向についての見識を深めるための特別セッションも予定しています。

*(AIPPI Reporter General: Jochen Buhling)*

（ 英 語 版 詳  
細：[http://www.aippi.org/enews/2008/edition02/e-news\\_no3\\_files/boston\\_scientific-programme.html](http://www.aippi.org/enews/2008/edition02/e-news_no3_files/boston_scientific-programme.html)）

・ AIPPI Congress News のサービス開始について

今年から開始される「AIPPI Congress News」のサービスについてお知らせします。2008 年 9 月 6 日～11 日にボストンで開催される第 41 回国際総会の期間中、専門ニュース誌として毎日情報をお届けします。

AIPPI Congress News は Managing IP Magazine と同じサイトで発行され、知財関連の主要な問題についてのニュース、写真、突っ込んだインタビュー、特集、さらに、開催日ごとのプログラム、行事カレンダー、ボストンや会場の周辺に関する情報など、参加者にとって欠かせない情報も提供します。

AIPPI ボストン総会は、各国の 2,000 名を優に上回る代表が集結する、世界最大の知財弁護士・弁理士の会合です。AIPPI Congress News は国際総会の公式ニュースであり、会員各位の企業／組織にとっては、こうした影響力のある参加者とコミュニケーションをはかるためのまたとないチャンスです。参加者に必ず読まれるものであり、広告を掲載しても最大の効果が得られます。

AIPPI Congress News への広告掲載については、下記の各地域の担当者にお問い合わせください。

南北アメリカ: Alissa Rozen  
Tel. +1-212-224-3673  
arozen@euromoney.com

ヨーロッパ: Nicola Priest  
Tel. +44-207-779-8682  
npriest@managingip.com

アジア太平洋・中東: Daniel Cole  
Tel. +852-2842-6941  
daniel.cole@euromoneyasia.com

広告についての詳しい情報 PDF  
([http://www.aippi.org/enews/2008/edition02/e-news\\_no3\\_files/AIPPI Congress\\_News\\_08\\_proposal.pdf](http://www.aippi.org/enews/2008/edition02/e-news_no3_files/AIPPI_Congress_News_08_proposal.pdf)) はこちらです。スペースには限りがあるのでお早めに。

*(Daniel Cole, Managing IP Magazine)*

知的財産に関する会議の開催情報については、AIPPI Master Calendar  
(<http://www.aippi.org/?sel=meetings>) をご覧ください。

-----  
その他の機関：  
-----

・WIPO 主催の知財・多国間環境協定シンポジウム—2008年8月26日、ジュネーブ MA/2008/42

2008年8月26日、世界知的所有権機関(WIPO)は生命科学プログラムの一環として、多国間環境協定(MEA)に沿った技術の開発と移転における知的財産権とその役割について検討するシンポジウムを開催します。MEAの多くは技術移転について規定しており、それにまつわる知財の問題が生じています。このシンポジウムでは、政策立案者やその他の利害関係者が経験を出し合い、MEAの技術移転規定について知財の観点から検討します。

技術の開発、応用、移転は、MEAの実施における中核要素です。シンポジウムでは、MEAを実施する際にどのような知財の問題が発生するかについて理解を深めます。さらに、Patent Landscaping(特許マップ)に関するこれまでの作業([http://www.wipo.int/meetings/en/2008/lifesciences/patent\\_landscaping/](http://www.wipo.int/meetings/en/2008/lifesciences/patent_landscaping/)を参照)も参考にし、MEAに沿って環境と関連のある技術動向を確認したり、適切な技術の移転を促進したりするための特許情報ツールとその有用性について

でも紹介します。また、MEAに沿った技術移転に対応する際の知的財産権の制限や潜在的なメリットについても理解を深められるようにします。

WIPO の生命科学と知的財産政策に関するシンポジウムの目的は、利害関係者（国際的な政策立案者、政府機関、議員、代表者、市民団体など）に対し、生命科学に関連した知財の情報や意見を交換する場を提供することで、関心のある問題についての理解を深めることです。また、これらのシンポジウムは、生命科学に対する知財制度の役割や実質的な重要性、また、急速に進歩する生命科学分野における公的政策立案の支援の可能性についても理解を深められるようにします。

WIPO による一連の生命科学シンポジウムの情報は、<http://www.wipo.int/patentscope/en/lifesciences/>でご覧になれます。シンポジウムには一般の方も無料で参加できます。参加を希望される方は、オンライン登録用紙に必要事項を記入してください。

取材目的での情報入手や本シンポジウムへの参加については、メディア広報部門へお問い合わせください。

- Tel: (+ 41 22) 338 81 61、338 95 47
- Fax: (+41 22) 338 82 80
- E-mail: publicinf@wipo.int

知的財産に関する会議の開催情報については、AIPPI Master Calendar (<http://www.aippi.org/?sel=meetings>) をご覧ください。

-----  
各国部会：  
-----

#### • 中央・東ヨーロッパ知財／競争法セミナー—2008年4月4日、5日、ハンブルク

中央・東ヨーロッパ知財／競争法セミナーが10周年を記念して、2008年4月4日と5日にハンブルクで開催され、ポーランド、ウクライナ、ドイツから50名を超える参加がありました。ドイツーポーランド弁護士協会による共同開催は今回で2度目です。会場となった壮麗なハンブルク商工会議所では、セミナーに必要な機材や支援も提供いただきました。

記念行事では、ポーランド部会の Andrzej Ponikiewski 会長と、ドイツ部会の Ludwig von Zumbusch 事務局長が歓迎の言葉を述べ、当セミナーの創始者



の一人でもあるドイツ部会 Treasurer の Michael Maikowski 氏が乾杯の音頭を取りました。非常に興味深い 2 日間で、参加者には、現在関心が高い知財や競争法に関する 10 件のトピックが紹介されました。

(*Ludwig von Zumbusch, Secretary of AIPPI Germany*)

( 英 語 版 詳 細 : [http://www.aippi.org/enews/2008/edition02/e-news\\_no3\\_files/central-european-seminar.html](http://www.aippi.org/enews/2008/edition02/e-news_no3_files/central-european-seminar.html))

・ AIPPI 日中韓 Trilateral Meeting 2008—2008 年 7 月 4 日～6 日、福岡

第 7 回目の AIPPI 日本部会、中国部会および韓国部会による「AIPPI 日中韓 Trilateral Meeting 2008」が日本部会の主催のもと、7 月 4 日（金）～6 日（日）の日程で福岡において開催されました。参加者は、日本、中国、韓国の AIPPI メンバーおよび AIPPI 本部の関係者を含む、総勢 131 名（日本: 50、中国: 45、韓国: 33、本部: 3）という過去最多数の方々のご参加を頂きました。

(*AIPPI JAPAN 事務局長 梅田五郎*)

( 英 語 版 詳 細 : [http://www.aippi.org/enews/2008/edition02/e-news\\_no3\\_files/trilateral-meeting.html](http://www.aippi.org/enews/2008/edition02/e-news_no3_files/trilateral-meeting.html))

-----  
判例法  
-----

・ フィリピン 「IN-N-OUT」 : フィリピンにおける周知商標の保護

国際的に有名なマークは、フィリピンで登録、使用されていない場合でも不正利用から保護されます。フィリピン国内で事業を営んでいないカリフォルニアの企業 In-N-Out Burger, Inc. が、同社の商号「IN-N-OUT」、商標「IN-N-OUT」、「IN-N-OUT BURGER と矢印」のデザイン、「IN-N-OUT BURGER」のロゴなどを不正に使用されたとされる問題で、2007 年 10 月 15 日、最高裁判所第 3 法廷は、同社には Sehwan Inc. および Benita Frites, Inc. を知的財産権侵害で訴える法的能力があるとしたフィリピン知的財産局 (IPO) の判断を支持しました。IPO は、これらのマークがたとえ IPO に登録されておらず、フィリピンで商業活動に使用されていなくても、国際的な周知商標であると見なしています。

(*Bienvenido I. Somera Jr. – Villaraza & Anganco, マカティ*)



( 英 語 版 詳  
細 : [http://www.aippi.org/enews/2008/edition02/e-news\\_no3\\_files/in-n-out\\_p hilippines.html](http://www.aippi.org/enews/2008/edition02/e-news_no3_files/in-n-out_p hilippines.html))

・英国—O2 vs. Hutchison 3G の訴訟 C-533/06、2008年6月12日

イングランド・ウェールズ控訴院 (EWCA) の Jacob 裁判官は、O2 社と Hutchison 3G 社との訴訟 ([2006] EWCA Civ 1656) を欧州司法裁判所へ付託する際、「欧州の商標法は、判例法の森のようになるおそれがあり、これでは誰もが道に迷ってしまう」と警告しています。欧州司法裁判所は判決 (C-533/06、2008年6月12日) で、商標指令 (TMD) (89/104/EC) と、誤解を招くような広告・比較広告に関する指令 (CAD) (2006/114/EC に統合) との関係のある程度まで明確にしました。それによれば、「CAD の要件を満たす比較広告は、TMD の第 5 条(1)(b)の意味する範囲内での混同を招くような、同一または類似の標章を使用しない限り、TMD における商標侵害の根拠とはならない」ということですが、いくつかの重要な問題には答えが出されておらず、この意味で同判決は、森の中に明確な道を通す好機を逃してしまったと言えます。

(*Stuart D'Aloisio—Linklaters LLP*, ロンドン)

( 英 語 版 詳  
細 : [http://www.aippi.org/enews/2008/edition02/e-news\\_no3\\_files/o2-v-hutchi son3g.html](http://www.aippi.org/enews/2008/edition02/e-news_no3_files/o2-v-hutchi son3g.html))

---

記事・解説

---

・編集局からのご挨拶

AIPPI の新たな電子ニューズレター「e-News」の編集局 (Editorial Board) が設置されました。編集局は、Bureau が承認した e-News 編集ポリシーの実施、e-News に関する Bureau への戦略・方針面での助言、e-News に掲載する寄稿記事の選択・承認などを担当します。メンバー9名はすべて AIPPI 会員であり、知財分野で定評のある弁護士で、所属部会つまり出身国は実にさまざまです。この e-News 編集局の Chair を務めることになり大変光栄です。

現在、米国のボストンで来月開催される第 41 回総会へ向けて準備が進められていますが、これは AIPPI 史に残る近年最大の大会の一つであり、さまざまな学術的な議題やワークショップのトピックが扱われますが、これらは知財の実務者、所有者、管理者のいずれにとっても非常に関連の深いものばかりです。

また、会員の皆様に最新の情報を提供するため、知財分野の有名な業界誌 *Managing IP Magazine* の協力により、今回初めて日刊のニュース紙をお届けします。

*Bureau* は会員の皆様とのコミュニケーションを戦略的に重視していますが、*e-News* はすでに、全会員が利用できる優れたコミュニケーション手段になっています。今回で 3 号目となりますが、*e-News* は、皆様からお寄せいただく国内や国際間でのさまざまな課題や動きなどに関する質の高い記事に支えられています。知財に関するニュースだけでなく法律面の動きについても最新情報を提供できるのは、こうした寄稿のおかげであり感謝しています。

編集局としましても、ボストン総会が出席される皆様にとって有意義で充実したものになるよう願っております。また、出席されない皆様には、総会に関する詳細なレポートやニュースを、双方向のコミュニケーション手段である *e-News* の次回号でお届けしたいと思います。

*(e-News 編集局 Chair: Esme Du Plessis)*

#### ・アルゼンチン—税関警報システムの有効性

2007 年 4 月施行の決議 AFIP No. 2216 により作成された税関警報システムには、現在までに 200 を超える商標が登録されています。この警報システムでは、登録されている商標が輸入品の中にあつた場合、その商品が税関を出る前に、商標の所有者に情報が提供されます。*E-mail* で送信されるこうした情報により、商標の所有者は、不正商品の流入を防ぎ、それと並行して、真正商品の輸入に関する貴重な情報を得ることができます。

*(Miguel O'Farrell—Marval, O'Farrell & Mairal, ブエノスアイレス)*

( 英 語 版 詳 細 : [http://www.aippi.org/enews/2008/edition02/e-news\\_no3\\_files/argentine\\_customs\\_alert.html](http://www.aippi.org/enews/2008/edition02/e-news_no3_files/argentine_customs_alert.html))

#### ・イタリア—新たな知的財産法の下での、企業・大学における職務発明やその他の知財成果物

2005 年 3 月 19 日、新たな知的財産法に関する政令第 30 号 (2005 年 2 月 10 日付) が施行されました (「手続き規則」は同法 245 条に従って後日施行)。

この新たな法律は、2 年にわたるイタリア議会での審議や手続きを経て制定されましたが、そのもとになった「産業財産権に関する規定の再編のための委任立法」に関する法律第 273 号 15 条 (2002 年 12 月 12 日付) は、「産業・知的財産に関する専門司法部門の設置のための委任立法」に関する同法律 16 条 (2003 年 6 月 27 日付の政令第 168 号により施行済み) とともに、イタリアの

知的財産分野において、この 50 年間で最も重要と思われる立法府の介入の根拠となっていました。

新たな法律に関する政府報告書に明記されているように、この法律の下で、制度的・法的な枠組みを簡素化、再編するとともに、現在イタリアで施行されている知財に関する「40 の法律と数えきれないほどの規制」の調整を図るべく、必要に応じて廃止、置き換え、修正を行います。

(*Luca Rinaldi – Gianni Origoni Grippo & Partners*, ミラノ)

( 英 語 版 詳

細 : [http://www.aippi.org/enews/2008/edition02/e-news\\_no3\\_files/new-italian-ip-code.html](http://www.aippi.org/enews/2008/edition02/e-news_no3_files/new-italian-ip-code.html))

#### ・パラグアイーパラグアイにおける商標の税関登録

昨年 12 月 31 日、パラグアイ税関長は、商標権やその他の知的財産権の税関登録による、海賊行為・不正商品対策プログラムを実施すると発表しました。

税関登録では、前述の商標権などが Sofia System (Paraguay Informatic Customs Control System) に登録され、商標権の法的な所有者が一致しない貨物が発見された場合は差し止められます。

(*Hugo T. Berkemeyer – President of AIPPI Paraguay*)

( 英 語 版 詳

細 : [http://www.aippi.org/enews/2008/edition02/e-news\\_no3\\_files/tm-registration\\_customs-paraguay.html](http://www.aippi.org/enews/2008/edition02/e-news_no3_files/tm-registration_customs-paraguay.html))

---

#### フィードバック

---

会員のみなさんからのご意見・ご感想をお待ちしております。e-News あるいは AIPPI に関して気づいた点などありましたら、[enews@aippi.org](mailto:enews@aippi.org) までメールでお寄せください。

---

#### 寄稿のお願い

---

e-News に掲載する記事を読者のみなさんから募集しています。寄稿の際には、e-News の 編 集 ポ リ シ ー / ガ イ ド ラ イ ン

([http://www.aippi.org/enews/2008/edition01/eac\\_policy-guidelines.html](http://www.aippi.org/enews/2008/edition01/eac_policy-guidelines.html)) に  
準拠していただくようお願いします。

e-News は、AIPPI（国際知的財産保護協会）が隔月で出版するニュースレター  
です。

AIPPI General Secretariat | Toedistrasse 16 | CH-8027 Zurich | Tel. +41 44  
280 58 80 | Fax +41 44 280 58 85 | [enews@aippi.org](mailto:enews@aippi.org) | [www.aippi.org](http://www.aippi.org)

今号の作成者：AIPPI General Secretariat、Maria Bratsos

作成協力：AIPPI Deputy Secretary General、Stephan Freischem

編集／出版チーム：

Chair：Esme du Plessis

Members：

Alan J. Kasper

Sergio M. Ellmann

Raffaella Arista

Rainer Beetz

Charters J. Macdonald-Brown

Sun-Ryung Kim

Martin Michaus

Teresa O'Connor

Hiroyuki Suda

-----  
免責事項：

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。